

平成27年度北栄町地域防災計画の見直し概要

平成28年2月23日北栄町防災会議資料

北栄町地域防災計画の見直しにかかる修正事項は次のとおりです。

1. 震災対策編と風水害等対策編の統合

同一内容ながら各編で別々に記載していた共通事項を一つにまとめることで、編ごとで共通事項に不一致が生じることを防ぐとともに、見やすい計画とするため、現在は別編としている「震災対策編」と「風水害等対策編」を統合します。

2. 観光客・通過者対策の追加

名探偵コナンによる観光振興を図る中で、増加する町外からの観光客への対策が必要となってきたため、観光者向けの対応内容を追加します。また併せて、国道9号北条バイパスなど幹線道路における車輛通行者（通過者）の災害時の対応についても追加します。

対応の中で必要となる観光客・通過者向けの指定緊急避難場所として、次の場所を追加指定します。

追加指定施設等： 出会いの広場、道の駅北条公園、道の駅大栄

（計画：第2章第38節「観光客・通過者対策計画」（P60～）、
第3章第6節「災害広報・広聴計画」（P75）、資料編資料第35（P36））

3. 法律、ガイドライン、県計画修正等に沿った修正

（1）福祉避難所の明記

現在、「2次避難所」として位置づけられていた大栄健康増進センターを法律に規定される「福祉避難所」として改めて位置づけます。また、北条健康福祉センターについても、福祉避難所として新たに指定します。

（計画：第3章第8節「避難計画」（P86～）、資料編資料第34（P35））

（2）特別総合行政相談所の追加

災害発生時に速やかに住民からの問い合わせ等に対応できるよう総合的な相談窓口を設置することを目的に、鳥取行政評価事務所が中心となり国、県市町村、及び関係法人の連携のもとに設置される「特別総合行政相談所」への協力内容を追加します。

（計画：第3章第6節「災害広報・広聴計画」（P75））

（3）土砂災害の避難勧告等の発令基準の表記修正

平成27年4月から改修運用されている「鳥取県土砂災害警戒情報システム」で表示される危険度レベルを踏まえた発令基準に表記を修正します。

（計画：第3章第8節「避難計画」（P80））

(4) 避難方法の追加（屋内待避型の追加）

平成 26 年 8 月の広島県土砂災害の教訓を踏まえ、避難のため立ち退き（水平避難）を行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶ恐れがあると認められるときは、2 階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内待避（垂直避難）を行うなど、屋内での退避による安全措置行動も有効である旨を追加します。

（計画：第 3 章第 8 節「避難計画」(P79)）

(5) 津波発生時の避難指示の発出

遠地地震以外の地震発生に伴う津波については、一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」や「避難勧告」は発出せず「避難指示」を基本とする旨を追加します。

（計画：第 3 章第 8 節「避難計画」(P84)）

(6) 水防活動作業従事者の安全配慮

津波や洪水発生時における水防活動中の作業従事者（水防団員）の安全配慮事項を追加します。

（計画：第 3 章第 15 節「水防計画」(P105)）

4. その他の修正

(1) 町組織改編による災害対策本部分掌事務の変更

平成 27 年 4 月の町の組織改編を踏まえ、災害対策本部の分掌事務を変更します。

（計画：第 3 章第 3 節「北栄町災害対策本部」(P66～)）

（*また、今後、組織改編があった場合、防災計画の修正を行うまでの間は、町長決裁により災害対策本部の分掌事務の変更を認める旨の事前了解について会議で諮ります。）

(2) 不要項目の削除

① 「地籍調査の推進」

すでに地籍調査は完了しており、推進の必要がない事項につき、計画から削除します。

（計画：第 2 章第 36 節「被災者支援計画」(P58～)）

(3) 記載修正

① 由良川の洪水予報河川への位置づけ

水位周知河川から洪水予報河川に変更されている由良川について、記載内容を修正します。

（計画：第 3 章第 8 節「避難計画」(P81)、第 3 章第 15 節「水防計画」(P101～)、
資料編資料第 14(P16)）

② 資料編の修正

内容変更があった箇所の追記・修正を行います。

（計画：資料編資料第 23(P23)、第 41(P44)、第 71(P54)、第 85(P59)、第 94(P68)）